

## ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和3年5月17日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

5月13日、アビナデル大統領は、大統領令319-21により今年3月1日発表の大統領令133-21の期間延長を発表しました。これにより、他の感染対策措置とともに夜間外出禁止令の実施期間が5月17日から5月30日まで延長されます。

4月16日に大統領令252-21で発表された外出禁止時間に変更はなく、引き続き平日（月曜日から金曜日）が午後10時から午前5時までとなります。週末（土曜日及び日曜日）は、午後9時から翌午前5時までとなります。また、帰宅のための移動はいずれの曜日（月曜日から日曜日）も午前0時までです。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。  
今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

- <https://presidencia.gob.do/decretos/319-21>
- <https://presidencia.gob.do/decretos/133-21>
- <https://presidencia.gob.do/decretos/251-21>

### 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部  
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA  
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013  
consul@sd.mofa.go.jp